

◎一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律

(平成一九年二月三〇日法律第一一八号)

一、提案理由(平成一九年二月六日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、国家公務員の給与改定に関する取り扱いについての政府部内の検討に時間を要し、会期末附近に法律案を提出することとなりました。ここにおわびを申し上げ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、指定職俸給表の適用を受ける職員について改定を見送るとともに、指定職職員以外の職員については勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等につ

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

いて改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定することとしております。

第二に、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員の適切な処遇を図るため、これらの職員を対象とした専門スタッフ職俸給表を新設することとしております。

第三に、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六千五百円とすることとしております。

第四に、勤勉手当の支給割合を年間〇・〇五分引き上げることとしております。

第五に、専門スタッフ職俸給表二級である職員の昇給は、昇給の前一年間の全部を良好な成績で勤務した場合の号俸数を一号俸とし、専門スタッフ職俸給表三級である職員の昇給は、昇給の前一年間の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとすることとしております。

第六に、新たに専門スタッフ職調整手当を設け、専門スタッ

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

一六

フ職俸給表三級である職員が極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額を月額として支給することとしております。

第七に、専門スタッフ職俸給表二級以上である職員について、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の適用を除外し、管理職員特別勤務手当の支給対象とすることとしております。

第八に、始業及び終業の時刻について職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員として、専門スタッフ職俸給表の適用職員等を追加することとしております。

このほか、任期付研究員法及び任期付職員法について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に關し必要な措置等について規定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上です。

二、衆議院総務委員長報告(平成一九年一月八日)

○渡辺博道君 たいだいま議題となりました法律案につきまし

て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本年八月の人事院勧告にかんがみ、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の改定を行うとともに、諸手当の引き上げ、専門スタッフ職俸給表の新設等を行おうとするものであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、六日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一月六日)

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、勧告制度を尊重する基本姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

二 政府及び人事院は、専門スタッフ職制度については、公務

能率の向上と早期退職慣行の是正に特に配慮しつつ、複線型人事管理の円滑な導入に資するものとなるよう、適切な運用に努めること。

三 政府及び人事院は、非常勤職員の位置付けと給与等の処遇の在り方について、民間の状況や職務の実態も考慮しつつ、早急な検討に努めること。

四 政府は、公務員制度改革については、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解を得るよう最大限努力すること。

三、参議院総務委員長報告(平成一九年一月二六日)

○高嶋良充君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本年八月八日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、人事院勧告制度の意義並びに勧告尊重堅持に対する大臣の決意、指定職職員の給与改定を見送る理

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

由、公務の労使関係の見直しに対する政府の姿勢、地方公務員の給与決定における民間準拠重視の妥当性、地域手当支給の根拠とそのアンバランスの是正、公務の民主的、能率的運営に資する人事評価制度の確立等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一月二二日)

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

二、専門スタッフ職俸給表の導入がライン中心の人事管理を見直し、複線型人事管理を実現することに資するものとなるよう、専門スタッフ職職員に適用される制度の不断の見直しに努めること。また、採用試験の種類にとらわれない人事管理を行うなど、幹部職員の選抜及び育成に係る制度の抜本的な

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
見直しに着手すること。

三、官民給与比較の在り方の検討については、平成十八年度に
始まる給与構造改革の実施途中にあること、及び、人事院が
公務員人事管理をつかさどる独立性の強い中立第三者機関・
専門機関であることに、十分に留意すること。

四、いわゆる常勤的非常勤職員について、勤務実態の調査に基
づき、職務内容、勤務条件等を速やかに検討すること。

五、公務員制度改革の一環として検討が進められている公務の
労使関係の見直しに当たっては、職員団体等の十分な意見聴
取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。

右決議する。